

令和8年度
牧之原市 中学校新制服製造事業者選定
公募型プロポーザル実施要領

令和8年 6月
静岡県 牧之原市
教育文化部 学校教育課

目次

1	募集要領の位置付け	1
(1)	付属書類	1
2	参加資格要件等	1
(1)	応募者の資格要件	1
(2)	参加資格の確認等	1
3	募集手続きに関する事項	2
(1)	募集及び選定の方法	2
(2)	選定スケジュール（予定）	2
(3)	事務局	2
(4)	実施要領等の公表について	2
(5)	参加表明について	2
(6)	審査に係る書類の提出について	3
(7)	参加表明及び企画提案書等に係る質疑について	4
(8)	応募に関する留意事項	4
5	選定方法・基準等	6
(1)	選定方法	6
(2)	審査要領	6
(3)	審査基準	7
(4)	担当職員等との接触の禁止	7
6	マスターメーカー選定後の手続き	7
7	その他	8
8	問い合わせ先	8

1 募集要領の位置付け

本募集要領は、牧之原市（以下「市」という。）が、中学校の新制服をデザインする業務（以下、「本業務」という。）を実施するにあたり、市の方針や関係者の意見を柔軟に取り入れ、本業務を推進していくために十分な実務経験を有したより優れた製造事業者を公募型プロポーザル方式により広く募集し、選定するものである。

また、本募集要領及び以下の付属資料（以下「募集要領等」という）は一体のものとする。

（1）付属書類

- ア 牧之原市 中学校の制服に関する方針
- イ 牧之原市 中学校新制服製造業務仕様書
- ウ 様式集

2 参加資格要件等

（1）応募者の資格要件

- ア 市内小売店等での取扱いや販売が可能であること。
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ウ 会社更生法平成14年法律第154号に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更生計画認可の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法平成11年法律第225号に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号及び牧之原市暴力団排除条例（平成24年牧之原市条例第18条）に該当しないこと。

（2）参加資格の確認等

- ア 参加資格確認基準日
参加資格確認基準日は、本件に関する参加表明書の受付終了日とする。
- イ 参加資格確認基準日以降の取扱い
参加資格確認基準日からの提案書の提出締切日までの間に、応募者が資格要件を欠くに至った場合、当該応募者は失格となる。
- ウ 提案書提出締切日以降の取扱い
提案書の提出締切日から優先交渉権者の決定日までの間に、応募者が資格要件を欠くに至った場合、市は当該応募者を審査対象から除外する。

3 募集手続きに関する事項

(1) 募集及び選定の方法

市は、本業務への参画を希望する者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に十分留意しながら事業者を選定する。選定に当たっては、内容を総合的に審査し、その評価の高い者の順にマスターメーカーとしての契約交渉権を付与する公募型プロポーザル方式によるものとする。

(2) 選定スケジュール（予定）

区分	項目	日程
参加表明	実施要領の配布 参加表明書等の受付	令和8年6月29日（月）から 令和8年7月6日（月）まで
	参加表明書及び企画提案書等に関する質問受付	令和8年6月29日（月）から 令和8年7月1日（水）まで
	質問への回答	令和8年7月3日（金）
	参加確認通知書の通知	令和8年7月8日（水）
企画書提出及び審査	企画提案書等の受付	令和8年7月8日（水）から 令和8年7月21日（火）まで
	受理及び審査日時通知の通知	令和8年7月22日（水）
	プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年7月28日（火）
	審査結果の公表	令和8年8月上旬
	書類審査結果の通知	令和8年8月上旬

(3) 事務局

牧之原市立中学校新制服製造事業者選定事務局（以下、「事務局」という。）は、牧之原市教育文化部学校教育課とする。

住 所：〒421-0592 静岡県牧之原市相良 275

電 話：0548-53-2645 FAX：0548-53-2657

E-mail：gakko@city.makinohara.lg.jp

H P：https://www.city.makinohara.shizuoka.jp

業務時間：平日午前8時15分～午後5時（祝日、振替休日を除く。）

担 当 者：芝原、石川、杉本

(4) 実施要領等の公表について

本市のホームページに記載するとともに、事務局においても配布する。

(5) 参加表明について

ア 参加表明の方法

(ア) 参加表明書（様式 1 - 1）

企画提案書の提出意向を確認するため参加表明書を 1 部提出すること。

(イ) 会社概要書及び実績調書（様式 1 - 2）

事務局は参加表明書の受け取り確認後に、参加表明者に対して参加確認通知書を通
知する。

イ 提出先及び方法

(ア) 提出先 事務局

(イ) 提出期限 令和 8 年 7 月 6 日（月）午後 5 時（必着）

(ウ) 提出方法 持参、郵送（書留又は特定記録郵便）

(6) 審査に係る書類の提出について

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（任意様式）

A 4 サイズ 10 枚以内とし、文字は 12 ポイント以上を使用すること。

a 牧之原市の方針を踏まえた考え方及び提案

制服の方針を踏まえて制服となるブレザー、スラックス、スカートについて、
次の 3 視点から提案を求める。

① 選択制・デザイン性

- ・ 子ども自身が着用したいと思うデザインの制服であること。
- ・ 衣服の着脱がしやすく、性別に関係なく生徒の判断により着用する標準服
を選ぶことができること。

② 機能性

- ・ 日々の学校活動に支障がないような動きやすさ、保温性、通気性、撥水
性、抗菌防臭などの配慮がされていること。
- ・ 乾きやすさ、手入れのしやすさ、しわの付きにくさに配慮がされ、家庭用
洗濯機での洗濯が可能であること。

③ 経済性

- ・ 保護者の負担にならない価格設定や、生地素材の違い等により複数の価格
帯が設定されるなど、家庭の経済的負担に配慮した制服の価格設定とする
こと。（企画提案書の中では、想定価格を提示すること。）
- ・ 従来の制服が耐久性という点で高い評価を得ていることを踏まえ、3 年間
の着用に耐えうる素材や縫製であり、仕立て直し可能な形状など、進学時
の負担が過度にならない制服とすること。

【参考価格】 現行標準服 50,000 円程度

b デザイン決定までの意見集約や投票などの企画提案

- ① 複数のデザイン案をつくる過程における子どもや保護者等の意見集約に係る
具体的な実施方法及び反映方法
- ② 複数のデザイン案についての投票の具体的な実施方法及び結果の集約方法

c デザイン決定後から新制服導入後のサービス等の工夫やアピールポイント

イ 提出に係る注意事項

- (ア) 企画提案書等の提出部数は、正本1部、副本20部、電子データ1部(PDF形式、CD-R等)。
- (イ) 各書類には、参加確認通知書により通知した登録番号を様式の右肩に記入すること。
- (ウ) 書類には、提案者が特定できる記述(氏名、事務所名、記号など)を入れないこと。
- (エ) 各書類はホッチキス留め等せず、クリップ等により簡易に束ねた形で提出すること。
- (オ) 表紙は任意様式で作成すること。

ウ 提出先及び方法

- (ア) 提出先 事務局
- (イ) 提出期限 令和8年7月21日(火)午後5時(必着)
- (ウ) 提出方法 持参または郵送(書留または特定記録郵便)

エ 企画提案に関わる資料について

企画提案に関わる資料は「牧之原市 中学校の制服に関する方針」によるものとし、本市ホームページから「児童生徒・保護者のアンケート結果」を確認するものとする。

(7) 参加表明及び企画提案書等に係る質疑について

ア 質問書の提出

質問がある場合は、質問書(様式2)を提出すること。質問・意見は参加表明及び企画提案書作成に係る内容についてのみとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。また、以下の受付期間に未着の場合は質問・意見は無いものとみなす。

イ 提出先及び提出方法

- (ア) 提出先 事務局
- (イ) 提出期間 令和8年6月29日(月)～7月1日(水) 午後5時まで
- (ウ) 提出方法 電子メール
件名には「募集要項及び仕様書に関する質疑」と記載すること。
なお、電子メール送信後、速やかに着信確認の電話を行うこと。
受付時間：平日午前8時15分～午後5時(祝日、振替休日を除く。)

ウ 回答

- (ア) 日 時 令和8年7月3日(金)午後5時まで
- (イ) 回答方法 質問及び回答は本市のホームページに記載する。

(8) 応募に関する留意事項

ア 応募事項等の承諾

応募者は、企画提案書の提出をもって、募集要領等の記載内容を承諾するものとする。

イ 公正な応募の確保

応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。

ウ 提出書類の差替えの禁止

応募者は提出期限以降における提案書の差替え及び再提出をすることができない。ただし、誤字等の軽微な修正はこの限りではない。

エ 提案の無効

次の提案についてはその提案の一切を無効とする。

- (ア) 参加資格を有さない者がした提案
- (イ) 提案に際して談合等による不正行為をした者の提案
- (ウ) 必要な書類に応募者の署名または押印がなされていない提案
- (エ) 募集手続きに関係のない事項を記載した提案
- (オ) 提出書の記載漏れ、誤記等により内容が確認出来ない提案

オ 費用の負担

応募者の応募に要する費用は全て応募者の負担とする。

カ 市の提供する資料の取り扱い

応募者は、市が提供する資料を本提案に係る検討以外の目的で使用してはならない。

キ 提案書類の返却

応募者から提出を受けた提案書は返却しない。

ク 使用言語、単位及び時刻

応募において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

ケ 著作権

応募者から提出された企画提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は本事業に関する公表を行う場合、その他市が必要と判断した場合、優先交渉権者の提案書の一部または全部を無償で使用できるものとする。

また、優先交渉権者以外の応募者の企画提案書については、本事業に関する公表を行う場合に限り、市は、企画提案書の一部を無償で使用できるものとする。

コ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、材料、施工方法、サービス等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

サ 募集の延期

市は、特に必要があると認めた場合、募集を延期し、中止し、または取り消すことができる。

シ 提案の辞退

参加資格があると認められた応募者のうち、企画提案書の提出を辞退する場合は、令和 8 年 7 月 21 日（火）午後 5 時までに参加辞退書（任意様式）を事務局まで持参又は郵送（特定記録郵便または簡易書留）により提出すること。

5 選定方法・基準等

(1) 選定方法

- ア 選定は、「牧之原市内中学校における制服のデザイン検討委員会」及び市職員の計13人により構成する「牧之原市中学校新制服製造事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において実施する。
- イ 選定委員会は非公開とし選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。また、選定経過の公表も行わない。
- ウ 選定は、提出された書類一式、プレゼンテーション及びヒアリングにより、選定委員会が行う。
- エ 最高得点者をマスターメーカーの優先交渉権者として選定する。
- オ 提出が1者のみの場合は、得点が60%以上であれば当該提案を有効とする。

(2) 審査要領

- ア 審査日時 令和8年7月28日(火)
- イ 審査場所 牧之原市役所相良庁舎4階大会議室
- ウ 出席者 本業務の責任者を含めて3名以内
- エ プレゼンテーション
 - (ア) 一人につき30分程度（説明20分、質疑10分程度）
 - (イ) プレゼンテーションの実施時間・場所等の詳細については、応募者に別途通知する。なお、応募者の数によって時間配分等については前後する場合がある。
 - (ウ) 説明は企画提案書の内容を活用し行うこと。
 - (エ) 使用するパソコン等の機材については、応募者が用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンについては市が用意する。なお、ヒアリングの際にはホワイトボードによる説明を可能とする。
 - (オ) サンプルを持ち込む場合は4体を上限とする。
 - (カ) プレゼンテーションについては概ね以下の時間配分にて行うものとし、各者創意工夫の上、時間内に行うこと。

準 備 → プレゼンテーション → 質疑応答 → 片付け
(5分) (20分) (10分) (5分)

※ プレゼンテーションの所要時間は30分とする。準備及び片付けは目安であり、プレゼンテーションの所要時間を含めない。

オ 審査結果の通知

(ア) 優先交渉権者等の決定及び公表

選定委員会が提案内容を総合的に評価し、市は、選定委員会による審査の結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。優先交渉権者等を決定した時は、全ての応募者へ結果を通知する。

(イ) 審査結果の公表

市は、優先交渉権者等の決定後、審査結果を市ホームページで公表する。なお、審査結果に関する問い合わせには応じない。

(3) 審査基準

項目	内容	配点	書類等
事業者の 適格性	牧之原市の取組に十分に協力できる姿勢や体制がある業者か。 ・業務体制(組織)が充実しているか。 ・豊富な経験や実績を有しているか。	10	会社概要書及び実績調書(様式1-2)
実現性	「牧之原市 中学校の制服に関する方針」及び企画提案の3つの視点を十分理解し、実現できる業者か。 ・デザイン性 ・機能性 ・経済性	45	企画提案書 a ①~③
企画力	子どもや保護者等の思いを反映させることができる企画力がある業者か。 ・意見を十分に聴取することができるか。 ・投票する対象デザインが伝わりやすく、投票しやすい方法か。	20	企画提案書 b ①~②
工夫・ 協力	仕様書作成後の協力体制や制服へのアフターケアがあるか。	15	企画提案書 c
対応力	取組意欲があり、柔軟な受け答えや対応・提案ができるか。	10	—
合計		100	

(4) 担当職員等との接触の禁止

参加表明書を提出した者の職員は、最も優れた提案者として特定されるまでの間、事務局職員及びその上位の職にある職員に対し、本プロポーザルの手続きとして必要な場合を除き、面談、電話等の接触をしてはならない。また、本公告後、選定委員に対して本プロポーザルに関する接触を求めてはならない。なお、接触を求める行為が認められた場合は、本プロポーザルの審査の公平さに影響を与える行為があったとして失格とする。

6 マスターメーカー選定後の手続き

市は、選出されたマスターメーカーと次の内容について覚書を締結する。

- (1) 市と協力し、令和10年度の新制服導入に向けて取り組むこと。
- (2) マスターメーカーが行う仕様書の決定までの支援業務については無償とすること。
- (3) 決定した新制服のデザインに関する権利は、市教育委員会に帰属する。
- (4) 決定したデザインの新制服の見本と仕様書を市教育委員会に提出する。
- (5) マスターメーカー選出後、新制服の導入について市民の同意が得られない等の理由で新制服の製作まで至らない場合でも市に対して提案等に要した費用の返還を求めることはできない。

7 その他

本要領に定めるもののほか、本プロポーザルの内容に関しては、関係法令等に基づき、学校教育課長が判断し、決定する。

8 問い合わせ先

静岡県牧之原市役所 教育文化部 学校教育課
住 所：〒421-0592 静岡県牧之原市相良 275
電 話：0548-53-2645 FAX：0548-53-2657
E-mail：gakko@city.makinohara.lg.jp